

社会保険庁と自治労国費評議会との間で  
交わされていた「確認事項」等

(P 1 ~ P 1 0 5)

破棄済み 98件

## 覚 書

社会保険業務の全国オンライン化計画の実施にあたって、下記事項を確認する。

- 1 オンライン化に伴い首切り定員の削減は行わない。
  - 2 オンライン化は、地方事務官の身分問題に結びつくものではない。この問題については、職場の意見も尊重しつつ慎重に対処する。
  - 3 オンライン化に伴う職業病の発生を防止し、職員の健康を保持するための所要の措置を講ずる。
  - 4 オンライン化に伴い国民のプライバシー保護については、万全の措置を講ずる。
  - 5 オンライン化計画に伴い労働強化が生ずることのないよう十分配慮する。
- 以上の基本的原則に則り、具体的な諸事項については、別紙のとおりとする。

### 別紙

- 1 オンライン化は、中央への権限集中を意図するものではないので、これに伴い地方の権限と機構の縮小は行わない。
- 2 オンライン化に伴い一方的配置転換は行わない。また、身体障害者や高齢者など機械操作になじまないものに対しても、これに伴う退職勧奨は行わない。
- 3 オンライン化に伴う準備作業の段階から所要の人員を確保し、労働強化にならないよう配慮する。
- 4 オンライン化に伴う切替準備一切の経費については、一般予算とは別個に配付する。
- 5 オンライン化に伴い労働条件の低下をきたすような制度の変更は一切行わない。
- 6 オンライン化に伴い人事賃金などの労務関係データを中央集中管理することは将来にわたりしない。したがって、労務管理データを入力することはない。
- 7 オンライン化に伴う職業病の発生を防止し、職員の健康を保持するため機械操作基準環境基準の作成、健康診断の実施等について、別途協議し、具体的事項についての確認を行う。
- 8 オンライン化に伴い庁舎の改築整備については、一方的に行わず、地方現場の意見を

考慮するとともに、執務環境並びに職員の福利厚生の面にも配慮しつつ実施する。

- 9 オンライン化に伴う説明会、切替作業、研修、実習、機械搬入などについては、事前に話し合いを行う。
- 10 オンライン化を納税者番号、国民総背番号などの問題に結びつけることはしない。また、社会保険庁としては、歳入庁構想、徴収の一元化等については同調する考えはない。
- 11 オンライン化に伴うこれまでの三次にわたる回答を遵守するとともになお疑問がある点については話し合いを継続する。
- 12 オンライン化は社会保険事務所中心の考え方にたつものであり、将来にわたり市町村との間においてオンラインを直結することはない。
- 13 労働条件の向上を図るため、被保険者増、受給権者増及び業務量増に見合う定員の確保について最大限の努力をする。
- 14 労働慣行を守り、職員の処遇改善について格段の努力を行う。
- 15 オンライン化に伴うその他の具体的諸事項については、その都度事前に十分に話し合いを行う。
- 16 以上の確認事項は、地方段階においても適用し、十分話し合いを行う。

昭和54年3月13日

社会保険庁長官

全日本自治団体労働組合

中央執行委員長

国費評議会議長

## 具 体 的 確 認 事 項

オンライン端末機導入に伴い、覚書別紙7項により次のことを確認する。

### I 作業基準

- 1 端末機操作は、専門職化せず、一般職員が行う。
- 2 端末機の運用時間は、現行の勤務時間内とする。
- 3 窓口装置を連続操作する場合の1連続操作時間は、50分以内とし操作時間50分ごとに、15分の操作しない時間を設ける。
- 4 窓口装置の1人1日の操作時間は、平均200分以内とし、最高300分以内とする。
- 5 窓口装置の1人1日のキータッチは、平均5,000タッチ以内とし最高10,000タッチ以内とする。また、各職員及び毎日の作業量はなるべく平均化するよう努めるものとする。
- 6 端末機の操作にあたり、ノルマを課したり、実績表を作成したりはしない。
- 7 端末機の機種の変更、更新、その他必要な事項については、その都度、事前に協議を行う。

### II 環境整備

- 1 機械室には、防音、吸音の設備をし、ラインプリンターから発生する騒音は、操作職員の耳の位置で67ホーン以下とする。  
窓口装置から発生する騒音は、操作職員の耳の位置で63ホーン以下とする。  
なお、全機稼働時においても70ホーン以下とする。
- 2 照明は、窓口装置については、原票の位置において800ルクス以上とし、事務室ならびに機械室においては400ルクス以上とする。
- 3 事務室及び機械室における室温は冬期18℃以上夏期28℃以下とし、外気温との調整に留意する。  
なお、室内の換気についても十分配慮する。
- 4 端末機の設置面積は、1台あたり5㎡以上とし、事務室の面積は職員1人あたり4㎡以上とする。

なお、事務室面積は、建設省新営庁舎面積算定基準を下まわらないものとする。

5 休養室は、原則として、男女別に設置し、必要な備品を備える。

6 上記の環境整備は、端末機の操作が始まるまでに行うこととする。

### Ⅲ 健康診断

1 人事院規則に定める一般健康診断のほか、機械を操作する職員を対象とした次の特別健康診断を実施し、これに要する経費は十分配慮する。

(1) 年2回の定期健康診断

(2) 新たに機械を操作する職員となるときの配置前の健康診断

(3) 機械を操作する職員から異常の申し出があったとき及び所属長が必要と認めたと  
きの随時健康診断

2 健康診断の項目は次のとおりとする。

(1) 問診、肩こり、背痛、腕痛、頸部の張り、手のしびれ、手指の痛み、手の脱力感  
等の自覚症状、生活条件

(2) 視診、触診

ア せき柱の変形と可動性の異常の有無、棘突起の圧痛の有無

イ 指、手、腕の運動機能の異常及び運動痛の有無

ウ 筋、腱、関節の圧痛、硬結及び腫張の有無

エ 腕神経そうの圧痛及び上肢末梢循環障害の有無

オ 上肢の知覚異常、筋、腱反射の異常の有無

(3) 血圧測定

(4) 視機能検査

視力、乱視、視野近点距離

(5) 聴機能検査（聴力）

(6) 筋機能検査

タッピング、握力、瞬発力、筋電図

(7) 精密検査（必要に応じて行う）

3 健康診断の記録については、その保管に万全を期するものとする。

4 配置前の健康診断において、機械操作に適当でないと認められた者については、機械を操作する職員としない。

また定期又は、随時の健康診断において、業務に起因すると思われる異常の認めら

れた者については、業務の軽減、通院、治療等適切な措置を講ずるものとする。

5 特別健康診断を実施する医療機関については、一方的に選定を行わず事前に協議を行う。

6 妊娠中の職員から請求があった場合には、業務を軽減する等適切な措置を講ずるものとする。

以上の確認事項の実施にあたっては、十分協議するものとする。

昭和54年5月12日

社会保険庁長官官房

総務課長

全日本自治団体労働組合国費評議会

事務局長

## 具体的確認事項（その2）

オンライン化計画の覚書に基づき、下記について確認する。

### 1 磁気カードの取扱について

新しい事務処理方式による事務処理にあたり、窓口装置を操作する際に使用する磁気カードの取扱については、双方継続的に話し合いを続けてきたところであるが、後期計画を実施するにあたり、勤務評定、労働強化につながらないことを確認し、次により取り扱うこととする。

- (1) コードの設定は、課単位に行うことを原則とするが、職員数が多い課については、係単位に行うことができること。

なお、職員数が5人以下の課については、複数の課を単位に行っても差し支えないこと。

- (2) 専門官グループのコードの設定については、5人程度を単位に行うこととするが、5人以下となる専門官グループについては、社会保険事務所の実態をふまえ、他のグループに統合しても差し支えないこと。

- (3) 磁気カードの交付枚数は、窓口装置の設置台数を基準にして、社会保険事務所からの必要枚数の報告に基づき決定すること。

- (4) 磁気カードの保管については、一括保管の方法により行うこととし、その保管は管理者側において行うこと。

- (5) 磁気カードの払出番号の最後の2桁（〇〇）については、使用しないこと。

### 2 後期計画において新たに設置する事務処理機器の環境（騒音）基準について

- (1) 新たに設置する事務処理機器（インサータ付の窓口装置、漢字プリンター、磁気テープ装置）の環境基準（騒音）は、次によることとする。

① 窓口装置（インサータ付）	63ホーン以下	（事務室）
② 漢字プリンター	63ホーン以下	（事務室）
③ 磁気テープ装置	67ホーン以下	（機械室）

- (2) 前記(1)の事務処理機器設置に伴う照明、室温の環境基準については、昭和54年5月12日の具体的確認事項による。

昭和59年2月3日

社会保険庁長官官房

総務課長

全日本自治団体労働組合国費評議会

事務局長

覚

書

定年退職者の雇用問題について、次の事項を確認する。

- 一、事業主、被保険者及び年金受給者等の要請にこたえ、社会保険事業の円滑な推進を図るため、「社会保険相談事業等の効率的運用について」の施策の一環として定年退職者の雇用を行うものとする。
- 二、五九年度に発生する定年退職者の雇用は、別添「社会保険相談事業等の効率的運用について」により努める。
- 三、定年退職者の雇用の円滑化を図るため、今後、事業の拡大、経費の確保に努力する。
- 四、定年退職者の雇用及び条件については、問題に応じ、地方段階においても十分話し合いを行う。
- 五、六〇年度以降に発生する定年退職者の雇用については、あらためて協議する。

昭和六十年二月七日

社会保険庁長官官房

総務課長

全日本自治団体労働組合国費評議会

事務局長



## 一、趣旨

### 社会保険相談事業等の効率的運用について

本格的な高齢化社会に対応する医療保険及び年金制度の改革等もあり、事業主、被保険者及び年金受給者等国民各層の社会保険に対する関心と期待が年々高まってきており、また、社会保険に関する各種相談、保健・福祉事業等の充実を求める要請もますます強くなってきている。

反面、近年、国の厳しい財政状況を反映した歳出面での徹底した節減合理化が進められている状況下において、事業主、被保険者及び年金受給者等のニーズに的確に応え、これら事業の充実を図るためには、その一層の効率的運用を図る必要がある。

このための方策として、社会保険の知識、経験等を豊富に有する者を、予算の範囲内において、必要に応じこれらの事業の業務に活用し、事業の円滑な運営に資するものとする。

## 二、昭和六〇年度における措置

(1) この措置の対象業務は、当面、社会保険相談業務、保健・福祉施設事業の業務等とし、その種類及び内容は次のとおりであるが、昭和六〇年度においては、そのうち社会保険相談業務及び改善等を必要とする事業の補助的業務について行うものとする。

### ア 社会保険相談業務

「社会保険相談員制度要綱」に定める相談業務

### イ 保健・福祉施設事業の業務

健康管理事業等の事務業務

### ウ 改善等を心算とする事業の補助的業務

レセプト点検の改善等一層の改善等を必要とする事業の補助的な事務及び作業業務

(2) 昭和六〇年度においては、定年退職者等社会保険の知識、経験等を豊富に有する者の活用を図るものとし、次により行うものとする。

ア 任用に当たっては、当該者の意向、意欲及び能力を考慮して行うものとする。

イ 社会保険相談業務に従事する者については、社会保険相談員とし、改善を必要とする補助的業務に従事する者については非常勤職員とする。

覚 書

定年退職者の雇用問題について、次の事項を確認する。

1. 事業主、被保険者及び年金受給者等の要請にこたえ、社会保険事業の円滑な推進を図るため、「社会保険相談事業等の効率的運用について」を定めその一環として定年退職者の雇用を行うものとする。
2. 60年度以降に発生する定年退職者の雇用は、別添「社会保険相談事業等の効率的運用について」により努める。
3. 定年退職者の雇用の円滑化を図るため、今後、事業の拡大、経費の確保に努力する。
4. 定年退職者の雇用及び条件については、問題に応じ、地方段階においても十分話し合いを行う。
5. 今後、定年退職者の増加又は対象業務の変更等この覚書により難い事情が生じた場合は、あらためて協議する。

昭和61年3月28日

社会保険庁長官官房

総務課長

全日本自治団体労働組合国費評議会

事務局長

## 社会保険相談事業等の効率的運用について

### 1 趣 旨

本格的な高齢化社会に対応する医療保険及び年金制度の改革等もあり、専業主、被保険者及び年金受給者等国民各層の社会保険に対する関心と期待が年々高まってきており、また、社会保険に関する各種相談、保健・福祉事業等の充実を求める要請もますます強くなってきている。

反面、近年、国の厳しい財政状況を反映した歳出面での徹底した節減合理化が進められている状況下において、専業主、被保険者及び年金受給者等のニーズに的確に応え、これら事業の充実を図るためには、その一層の効率的運用を図る必要がある。

このための方策として、社会保険の知識、経験等を豊富に有する者を、予算の範囲内において、必要に応じこれらの事業の業務に活用し、事業の円滑な運営に資するものとする。

### 2 当面の対象業務等

(1) この措置の対象業務は、当面、社会保険相談業務、保健・福祉施設事業の業務等とし、その種類及び内容は次のとおりであるが、昭和61年度以降においては、次のア、ウ及びエの業務について行うものとする。

#### ア 社会保険相談業務

「社会保険相談員制度要綱」に定める相談業務

#### イ 保健・福祉施設事業の業務

健康管理事業等の事務業務

#### ウ 社会保険適用の届出勧奨等業務

「社会保険適用指導員等設置要綱」に定める5人未満法人事業所等の適用の届出勧奨等の業務

#### エ 改善等を必要とする事業の補助的業務

レセプト点検の改善等一層の改善等を必要とする事業の補助的な事務及び作業業務

(2) 当面、定年退職者等社会保険の知識、経験等を豊富に有する者の活用を図るものとし、次により行うものとする。

ア 任用に当たっては、当該者の意向、意欲及び能力を考慮して行うものとする。

イ 社会保険相談業務に従事する者にあつては、社会保険相談員、社会保険適用の届出勧奨等の業務に従事する者にあつては、社会保険適用事務員とし、改善を必要とする補助的業務に従事する者にあつては非常勤職員とする。

## 社会保険相談員等が窓口装置を操作することについての確認事項

窓口装置を操作する者の範囲については、「具体的確認事項」(昭和五四年五月二二日)に基づき、行政職(一)表該当職員を原則とするが、社会保険相談員等のうち、長期にわたり社会保険の職員としての経歴を有する者など、社会保険の知識・経験等が豊富な者の中から、社会保険事務所長が適当と認められた者で本人の同意を得た者は、必要に応じ窓口装置を操作することができることとする。

なお、この場合の取扱いは次によるものとする。

- 一 操作の対象業務は、被保険者等の相談業務に関する記録の照写・出力に限るものとする。
- 二 操作に際して使用する磁気カードは、社会保険相談員等を単位として作成、配布することとする。
- 三 窓口装置の操作を行う社会保険相談員等については、一般職員と同様「具体的確認事項」を適用することとする。
- 四 実施にあたっては、各県段階で十分協議することとする。
- 五 この取扱いについて問題が生じたときは、その都度協議することとする。

昭和六二年七月二日

社会保険庁長官官房

総務課長

全日本自治団体労働組合全国評議会

事務局長

合 意 メ モ

- 一、ファクシミリの使用範囲については、社会保険庁、都道府県保険課(部)、国民年金課(部)及び社会保険事務所間に限り、必要な業務に限り使用する。
- 但し、労務管理に関しては使用しない。
- 二、ファクシミリの使用にあたっては、データ保護に留意し、また、勤務時間外や大量業務には使用しないほか、即時の回答を要求しないなど労働強化にならないよう十分配慮する。
- 三、使用に関し、問題が生じた場合には、その都度協議する。
- 四、昭和六〇年三月三〇日の合意メモは廃止する。

## 具 体 的 確 認 事 項 ( その 3 )

磁気カードの取扱について、次のことを確認する。

新しい事務処理方式による事務処理にあたり、窓口装置を操作する際に使用する磁気カードの取扱については、昭和59年2月3日付で、課単位のコード設定で行うことを確認しているところであるが、オンライン計画がほぼ完成することにあたり、次により取り扱うこととする。

1. 磁気カードのコード設定は、4桁の磁気カード番号のうち、上2桁は、課等組織単位のコードとし、下2桁は、課等組織単位における職員数に応じた一連番号のコードとする。
2. 磁気カードは、窓口装置の操作担当者ごとに配付し、「磁気カード配付整理簿」により整理する。
3. 業務終了後における磁気カードの保管は、一括保管の方法により行うものとする。
4. この取扱いの実施は、勤務評定・労働強化にはつながらないものとする。
5. この取扱いについて、問題が生じたときは、その都度協議する。
6. 昭和59年2月3日付の「具体的確認事項(その2)」の1については廃止する。
7. この取扱いは、窓口装置を操作する社会保険相談員等についても準ずるものとする。

昭和63年 5月 31日

社会保険庁長官官房

総務課長

全日本自治団体労働組合

国費評議会 事務局長

## 具体的確認事項（その4）

オンライン化計画の覚書に基づき、下記について確認する。

### I 作業基準

1. 窓口装置を連続操作する場合の1連続操作時間は、45分以内とし操作時間45分ごとに、15分の操作しない時間を設ける。
2. 窓口装置の1人1日の操作時間は、180分以内とする。  
ただし、法改正等業務の繁忙時においては、1日270分を限度とし、週平均1日180分を超えないこと。

### II 健康診断

1. 機械を操作する職員を対象とした特別健康診断の検査項目は、次のとおりとする。

別紙

### III その他

1. この具体的確認事項は、5月31日から実施する。
2. 昭和54年5月12日付の具体的確認事項のうち、I-3、I-4及びIII-2については、廃止する

昭和63年 5月31日

社会保険庁長官官房総務課長

全日本自治団体労働組合  
国費評議会事務局長

健康診断の検査項目

項 目	検 査 区 分	
	1 定期・随時検査（第1次検査）	2 精密検査及び随時検査の結果に 精密検査が必要な検査を行う
(1) 問 診 ○ 作業歴、作業条件、既往症、眼の症状・頭痛・肩こり・腕手指の疲れ等の自覚症状	問診票に基づき問診	(精密検査の主な例)
(2) 視診、触診 ア 脊柱の変形と可動性の異常の有無 イ 肩、肘、手、全指関節の運動機能の異常及び運動痛の有無 ウ 筋、腱、関節の圧痛、硬結及び腫脹の有無 エ 腕神経そうの圧痛及び上肢末梢循環障害の有無 オ 上肢の知覚異常、筋、腱反射の異常の有無	脊柱の視、触診 肩、肘、手、全指関節の可動域検査 長橈側手根伸筋、短橈側手根伸筋、僧帽筋の自発痛、圧痛、硬結、腫脹の検査 鎖骨上窩の圧迫検査 両上肢ライトテスト 爪圧迫テスト 両側手掌の知覚異常検査	頸椎X線検査
(3) 血圧測定	血圧測定検査	
(4) 視機能検査 ○ 視力、乱視、視野近点距離、眼位、眼圧	遠距離視力検査 近距離視力検査 眼位検査（交代遮閉試験法） 調節機能検査（近点距離の測定又は調節時間の測定） 眼圧検査	精密眼底検査 精密（動的量的）視野検査 屈折、調節検査 ERG（網膜電気図） 眼筋機能精密検査 両眼視機能精密検査
(5) 聴機能検査（聴力）	聴力スクリーニング検査 （前期検査のみ実施） 500Hz、1,000Hz、4,000Hz	
(6) 筋機能検査 ○ タッピング、握力、ピンチ力、筋電図	タッピング、握力検査 ピンチ力検査	筋電図検査



## 省庁間配転についての確認

1. 通常の定員増について、引き続き努力する。
2. 受入れ数について、今後は各県均衡をはかるよう努力する。
3. 別添の「交渉記録」について、尊重する。
4. 64年度以降の取扱いについては、実施状況を踏えてあらためて協議する。
5. 問題が生じた場合には、その都度協議する。

昭和63年9月8日

社会保険庁長官官房

総務課長

全日本自治団体労働組合国費評議会

事務局長

## 確 認 事 項

平成2年度における適用及び保険料収納特別対策の実施にあたっては、次の事項を確認する。

1. 今年度の実施にあたり、前年度までの内かんによる取扱いから年金指導課長通知としたことについて、事前の協議が十分でなかった。
2. 各都道府県における実施の方法については、前年度の取扱いと同様であること。
3. 来年度以降においては、事前の協議を十分に行うものとする。

平成2年7月21日

## 確認事項（メモ）

年金受給者に係る集団指導として、11月に実施を予定している扶養親族等申告書の周知等を主とした指導に当たり、

- 1 実施に当たっては各県の実態を踏まえ、案内状発送数等について十分協議する。
- 2 来年度（11月分）の実施については、今年度実施の効果、状況等を踏まえて改めて協議する。
- 3 宛名シールの打ち出しに当たっては、市区町村別、郵便番号別に行うこととする。

国民年金における学生の強制適用の事前準備を実施するに当たり、次の事項を確認する。

- 1 職員の労働強化にならないよう十分配慮する。
- 2 実施に当たっては、地方の実情を踏まえ、地方段階で十分協議する。
- 3 必要な経費については十分確保する。
- 4 実施上、必要が生じたときは速やかに協議する。

確 認 事 項 (2.12.20)

国民年金基金設立のための事前準備（有識者懇の開催及び設立同意予定者の確保）を実施するに当たり次の事項を確認する。

- 1 交渉経過記録（別添）を尊重する。
- 2 地方の実情を踏まえ、地方段階でも十分協議する。
- 3 必要な経費は十分措置する。
- 4 実施上、必要が生じたときはその都度協議する。

確 認 事 項 (3.3.14)

オンライン計画完成に伴う平成3年度の要員(予算)措置に当たっては、次のとおり確認する。

1 予算措置

平成3年度 諸謝金140人

2 諸謝金140人の配付基準

平成2年度と同様とする。

3 今回の措置は、平成3年度限りの措置であり、平成4年度の措置については、改めて協議するものとする。

4 今回の措置は今後の定員の配付基準に影響しないものであること。

健康保険被保険者証の更新にあたっては、次の事項を確認する。

- 1 職員の労働強化にならないよう十分配慮する。
- 2 必要な経費は十分措置する。
- 3 県の実情を踏まえ、県段階でも十分事前協議する。  
特に被扶養者の資格確認・記録補正業務並びに新旧突合・漢字手作業記入業務は十分協議する。
- 4 実施上問題が生じたときは、その都度速やかに協議する。
- 5 平成3年度はオンライン記録の漢字化は行わない。
- 6 今後の被保険者証の検認(更新)については、平成3年度の実施結果を踏まえて改めて協議する。

確 認 事 項

国民年金過年度保険料の督促状発行にあたっては、次の事項を確認する。

- 1 対象者のリストアップ件数は、昨年度と同程度とする。
- 2 対象者のリストアップにあたっては、プライバシー保護、「弱者いじめ」にならないよう十分配慮し、市町村に業務を押しつけない。
- 3 督促状発行は、結果として0になることもあり得る。
- 4 職員の労働強化にならないよう十分配慮する。
- 5 徴収業務にあたっては、職員に危険が及ぶことのないよう十分配慮する。
- 6 昭和62年度以降の交渉経過については、尊重する。
- 7 実施にあたっては、県の実態、昨年の実施経過をふまえ、県段階で十分協議する。
- 8 来年度以降の実施については、今年度の実施結果をふまえて改めて協議する。



確 認 事 項

高医療費地域対策事業を実施するにあたって、次の事項を確認する。

- 1 これまでの「交渉記録」を尊重する。
- 2 必要な経費は十分措置する。
- 3 実施にあたっては、県の実態をふまえ、県段階で十分協議する。
- 4 問題が生じたときは、その都度協議する。
- 5 来年度以降の実施については、改めて協議する。

## 確 認 事 項

レセプト専門員の全国配置にあつたて次の事項を確認する。

- 1 別添の「交渉記録」を尊重する。
- 2 医療費適正化対策の強化につながるものでなく、職員の労働強化にならないように十分配慮する。
- 3 レセプト専門員確保のため、退職勧奨の強要は行わない。
- 4 地方の実情をふまえ、地方段階でも十分協議する。
- 5 問題が生じたときは、その都度協議する。
- 6 来年度以降の配置については改めて協議する。

(3. 9. 12)

## 確 認 事 項

「年金週間」を平成3年度より実施するに当たり、次の事項を確認する。

- 1 職員の労働強化とならないよう十分配慮する。  
そのため、特に次の事項に留意する。
  - (1) 各種行事等は、従来から地方で行っている行事の範囲内で実施すること。
  - (2) 各種行事等を実施する場合は、基本的に勤務時間内に行うこと。
- 2 地方の実情をふまえ、地方段階でも十分協議する。

## 確 認 事 項 ( 3 . 9 . 3 0 )

社会保険事務所等に設置する新漢字窓口装置の試作機の  
展示にかかる見学に当たり、次の事項を確認する。

1. 新漢字窓口装置の試作機の見学者の選定に当たっては、職員団体の役員等も考慮すること。
2. 見学に当たっての各県旅費は、別紙のとおり交付する。
3. 県段階で十分事前協議すること。
4. 実施上、問題が生じたときは、その都度協議すること。
5. 新漢字窓口装置の試作機の見学を考慮し、定期交付の職員旅費（第4四半期分）を年内に配付するよう努力すること。

## 確 認 事 項

「年金相談サービスセンター」の設置について、次の事項を確認する。

- 1 「年金相談サービスセンター」の設置は、住民サービスの向上をはかるものであり、社会保険職場の縮小・民間下請け化に結びつくものではない。
- 2 引き続き定員増に最大限の努力をする。
- 3 職員の労働強化にならないよう十分配慮する。
- 4 必要な経費は十分措置する。
- 5 これまでの国費評議会「申し入れ」に対する「回答」及び「交渉記録」を尊重する。
- 6 「年金相談サービスセンター」設置にあたっては、県の実情を踏まえ、県段階においても十分事前協議を行うとともに、労使で確認された事項を尊重する。
- 7 実施上問題を生じたときは、その都度速やかに協議する。
- 8 「年金相談サービスセンター」の設置については、3年を目途に実施結果を踏まえて、その後の設置計画等の見直しを行うものとする。

1991年12月18日

社 会 保 険 庁 総 務 部  
総 務 課 長

全日本自治団体労働組合  
国費評議会事務局長

1992. 1. 9

## 確 認 事 項

平成3年度の年金相談実態調査の実施にあたり、次の事項を確認する。

- 1 職員の労働強化にならないように、十分配慮する。
- 2 必要な経費は十分措置する。
- 3 年金相談実態調査の集計・分析結果をふまえて、年金相談体制整備等の施策について検討のうえ協議する。
- 4 業務センターにおいて集計した結果については、各県個別に連絡する。
- 5 来年度以降の実施については、今年度の実施結果をふまえて改めて協議する。

## 育児休業に伴う臨時的任用職員の 窓口装置操作に関する確認事項

育児休業に伴う臨時的任用職員の窓口装置操作について、次のとおり確認する。

1. 操作の対象業務は、正規職員と同様とする。
2. 操作に際して使用する磁気カードの取扱いは、正規職員と同様とする。
3. 健康診断の実施については、正規職員と同様「具体的確認事項」を適用する。これに必要な経費は交付する。
4. 実施に当たっては、県段階で十分事前協議する。
5. この取扱いについて問題が生じたときは、その都度協議する。

平成4年3月31日

社会保険庁総務部  
総務課長

全日本自治団体労働組合  
国費評議会事務局長

## 健康相談の実施についての確認事項

記

1. 健康管理医の設置にあたっては、職員に周知を図り、誰でも気軽に相談できるような体制と雰囲気作りに向け、最大限努力することとする。
2. 相談対象は全員（相談員等も含む）とし、当面、血圧測定も年齢制限をせず全員とすることとする。
3. 相談時間は、概ね二時間以内とし、相談場所を確保（会議室、休養室等）のうえ、プライバシーの保護に充分配慮することとする。
4. 健康相談の実施にあたっては、実効性のあるものとなるよう配慮することとする。

平成四年四月十六日